

○内閣府告示第三十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の五の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第二十九号をもって公示した地域再生計画に係る構造改革特別区域計画について、平成二十七年一月二十二日付けで構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定による認定があつたものとみなすこととし、次のとおり公示する。

平成二十七年二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県及び熊本市
- 二 構造改革特別区域の名称 熊本県条例による事務処理の特例に係る軌道法関係事務の合理化事業特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業（四一一）